

専決処分第2号

専 決 処 分 書

高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、別添のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町町税条例等の一部改正の概要について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、本町においてもこれに準じて所要の改正を行うほか、あわせて納税義務者の便益を図るため、納期及び減免申請期限に係る改正をしようとするものです。

2 改正概要、施行日

【第1条改正】

- (1) 住所が明らかにされることにより人の生命等に危害を及ぼすおそれがあると認められる者が法務局に対して申出を行い、法務局から住所に代わる事項が通知されたときは、その事項を記載したものを固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付に供しなければならないとするもの
(第18条第4項、第73条の2及び第73条の3)
【施行日】 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）
- (2) 個人町民税において、配当等及び株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるため規定の整備を行うもの
(第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項並びに附則第20条の3第4項及び第6項)
【施行日】 令和6年1月1日
- (3) 寄附金税額控除の対象となる法人（公益法人等）について、経過措置終了に伴い除外するもの
(第34条の7第1項第1号)
【施行日】 令和4年4月1日
- (4) 公的年金等受給者であって、配偶者特別控除額の控除を受けようとする者のうち住民税申告の義務を要しないとする場合の定義を所得税法の規定及び文言か

ら地方税法の規定及び文言に置き換えるもの

(第 36 条の 2 第 1 項)

【施行日】 令和 6 年 1 月 1 日

(5) 地方税法の改正にあわせて文言を整理するもの

(第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項)

【施行日】 令和 6 年 1 月 1 日

(6) 給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書に、記載事項として配偶者の氏名を追加するもの。また、追加に伴う号ズレに対応するもの。

(第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号から第 4 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号から第 4 号)

【施行日】 令和 5 年 1 月 1 日

(7) 公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者を有する者の提出義務を規定するもの

(第 36 条の 3 の 3 第 1 項)

【施行日】 令和 5 年 1 月 1 日

(8) 納税義務者の便益を図るため、個人町民税普通徴収、固定資産税及び軽自動車税種別割の納期の始まりの日を月の初日に変更し、納付の期間を広げるもの

(第 40 条第 1 項、第 67 条第 1 項及び第 83 条第 2 項)

【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

(9) 地方税法施行規則第 2 条の 6 の規定及び第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式を給与所得及び退職所得に係る特別徴収税額の納入書等として追加するもの

(第 46 条及び第 53 条の 7)

【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

(10) 納税義務者の便益を図るため、町民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の減免の申請について、「納期限前 7 日まで」であったものを「納期限まで」行うことができるようにするもの

(第 51 条第 2 項、第 71 条第 2 項及び第 89 条第 2 項)

【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

- (11) 住所が明らかにされることにより人の生命等に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置（住所に代わる事項等）を講じたもの又はその写しを固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付に供することができるとするもの
（第 73 条の 2 及び第 73 条の 3）
【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日
- (12) 住宅借入金等特別税額控除について、居住要件を「令和 3 年まで」から「令和 7 年まで」、控除期間を「令和 15 年度まで」から「令和 20 年度まで」と延長するもの。また、当該延長に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例期間との重複を整備するもの
（附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 26 条）
【施行日】 令和 5 年 1 月 1 日
- (13) 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在し、熱損失防止改修工事（断熱改修工事）に合わせて、一定要件のもと太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事を行った住宅についても、新たに固定資産税の減額の対象とするもの
（附則第 10 条の 3）
【施行日】 令和 4 年 1 月 1 日
- (14) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、商業地に係る固定資産税の負担調整（※）の加算の上限について、令和 4 年度に限り、評価額の 2.5%（通常：5%）とするもの
（附則第 12 条第 1 項）
【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日
- （※） 負担調整とは、納税者の負担感に配慮し、評価額に対して、税額が低かった土地や評価額が急激に上昇した土地の課税標準額をゆるやかに上昇させるために調整する措置です。
- (15) 租税特別措置法の改正に伴う引用条項の削除に対応するもの
（附則第 17 条の 2 第 3 項）
【施行日】 令和 5 年 1 月 1 日
- (16) 地方税法の改正に伴う項ズレに対応するもの
（第 48 条第 9 項及び第 15 項並びに附則第 10 条の 2 第 3 項から第 23 項まで）
【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

- (17) 文言の整理を行うもの
(第 40 条第 1 項及び第 46 条)
【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

【第 2 条改正】

- (18) 地方税法施行規則の項ズレに対応するもの
(第 53 条の 7)
【施行日】 令和 6 年 1 月 1 日

【第 3 条改正】

- (19) 扶養申告書の改正に伴う規定の整備に対応するもの
(令和 3 年改正条例第 1 条のうち第 36 条の 3 の 3 第 1 項)
【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

- (20) 令和 3 年改正法の改正に伴い規定の整備を行うもの
(令和 3 年改正条例附則第 2 条)
【施行日】 令和 4 年 4 月 1 日

高根沢町町税条例等の一部を改正する条例

(高根沢町町税条例の一部を改正する条例)

第 1 条 高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第18条の 4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付 <u>(法第382条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 (所得割の課税標準) 第33条 4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>	(納税証明書の交付手数料) 第18条の 4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 (所得割の課税標準) 第33条 4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき <u>(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第36条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる</u>

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(寄附金税額控除)

第34条の7

(1)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

場合における当該確定申告書に限る。)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(寄附金税額控除)

第34条の7

(1)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を

充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を

提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。））で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

第36条の3

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に

提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

第36条の3

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に

記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3） （略）

（4） （略）

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退

記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2

（2） （略）

（3） （略）

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有

職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（2） 特定配偶者の氏名

（3） （略）

（4） （略）

（個人の町民税の納期）

第40条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 12月1日から同月25日まで

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。

（法人の町民税の申告納付）

するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（2） （略）

（3） （略）

（個人の町民税の納期）

第40条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月20日から同月30日まで

第2期 8月20日から同月31日まで

第3期 10月20日から同月31日まで

第4期 12月20日から同月25日まで

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によつて納入しなければならない。

（法人の町民税の申告納付）

第48条

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

（町民税の減免）

第51条

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町

第48条

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

（町民税の減免）

第51条

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

（固定資産税の納期）

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 11月1日から同月30日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

（固定資産税の減免）

第71条

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、1回につき200円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。

（固定資産税の納期）

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月20日から同月30日まで

第2期 7月20日から同月31日まで

第3期 11月20日から同月30日まで

第4期 翌年1月20日から同月31日まで

（固定資産税の減免）

第71条

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき200円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の減免)

第89条

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条

2 種別割の納期は、5月20日から同月31日までとする。

(種別割の減免)

第89条

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備

地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

12 法附則第15条第26項第1号二に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の

地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号二に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第27項第2号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の

条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 20 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項に定める市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあ	(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定
---	---

っては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。))に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、

項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、

同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めたときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和1

	<u>5年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町町税条例の一部を改正する条例)

第2条 高根沢町町税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。	(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 高根沢町町税条例等の一部を改正する条例（令和3年高根沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち高根沢町町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第5項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中高根沢町町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第

3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中高根沢町町税条例第33条第 4 項及び第 6 項、第34条の 9 第 1 項及び第 2 項、第36条の 2 第 1 項ただし書並びに第36条の 3 第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに同条例附則第16条の 3 第 2 項、第20条の 2 第 4 項並びに第20条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条の規定並びに第 3 条（高根沢町町税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年高根沢町条例第 5 号）附則第 2 条第 5 項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 1 条中高根沢町町税条例第18条の 4 第 1 項の改正規定、同条例第73条の 2 第 1 項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の 3 第 1 項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第24号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の高根沢町町税条例第18条の 4 第 1 項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の高根沢町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の高根沢町町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第203条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の 3 の 3 第 1 項に規定

する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の高根沢町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の高根沢町町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の高根沢町町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。